

住宅性能評価業務規程

目次

- 第1章 総則
 - 第1条 (趣旨)
 - 第2条 (基本方針)
 - 第3条 (評価等の業務を行う時間及び休日) 【規則 § 16③I】
 - 第4条 (事務所の所在地) 【規則 § 16③II】
 - 第5条 (評価等の業務を行う区域) 【規則 § 16③II】
 - 第6条 (評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲) 【規則 § 16③III】
- 第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等の確認の実施方法 【規則 § 16③IV】
 - 第7条 (設計住宅性能評価の申請)
 - 第8条 (長期使用構造等確認の申請)
 - 第9条 (設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)
 - 第10条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)
 - 第11条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)
 - 第12条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)
 - 第13条 (設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)
 - 第14条 (設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)
 - 第15条 (長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)
- 第3章 建設住宅性能評価の実施方法 【規則 § 16③IV】
 - 第16条 (建設住宅性能評価の申請)
 - 第17条 (建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)
 - 第18条 (建設住宅性能評価)
 - 第19条 (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)
 - 第20条 (建設住宅性能評価の申請の取り下げ)
 - 第21条 (建設工事の変更)
 - 第22条 (建設住宅性能評価書の交付)
- 第4章 評価員等
 - 第23条 (評価員の選任) 【規則 § 16③IV】
 - 第24条 (評価員の解任) 【規則 § 16③IV】
 - 第25条 (評価員の配置) 【規則 § 16③VIII】
 - 第26条 (評価員の教育) 【規則 § 16③VIII】
 - 第27条 (評価等の業務の実施及び管理の体制) 【規則 § 16③X】
 - 第28条 (評価員等の身分証の携帯) 【規則 § 16③IX】
 - 第29条 (秘密保持義務) 【規則 § 16③VII】
- 第5章 評価料金等
 - 第30条 (評価料金等の収納) 【規則 § 16③V】
 - 第31条 (評価料金等を減額するための要件)
 - 第32条 (評価料金等の返還)
 - 第33条 (負担金の納付)
- 第6章 雜則
 - 第34条 (登録の区分等の掲示)
 - 第35条 (評価業務規程等の公開) 【規則 § 16④】
 - 第36条 (財務諸表等の備付け) 【規則 § 16③X II】

第37条（財務諸表等に係る閲覧等の請求）【規則§16③XII】

第38条（帳簿及び書類の保存）【規則§16③XI】

第39条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）【規則§16③XI】

第40条（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第41条（評価等の業務に関する公正の確保）【規則§16③XIII】

第42条（損害賠償保険への加入）【規則§16③XIV】

第43条（事前相談）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、ユーディーアイ確認検査株式会社（以下「UDI」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係わる通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び水曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 夏季休業、年末年始休業

3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(本部、支店の所在地)

第4条 評価等の業務の主たる事務所である性能評価センターの所在地は、千葉県柏市東上町8番25号2階とする。

- 2 Webセンターの所在地は千葉県柏市東上町8番25号3階とする。
- 3 柏本部の所在地は千葉県柏市東上町8番25号1階とする。
- 4 千葉検査センターの所在地は、千葉県千葉市中央区中央港一丁目22番7号とする。
- 5 船橋検査センターの所在地は、千葉県船橋市葛飾町二丁目340番地とする。
- 6 大宮本部の所在地は、埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目412番地3とする。
- 7 越谷検査センターの所在地は、埼玉県越谷市南越谷四丁目11番地1とする。
- 8 新宿本部の所在地は、東京都新宿区西新宿一丁目25番1号とする。
- 9 国分寺検査センターの所在地は、東京都国分寺市南町三丁目22番27号とする。
- 10 横浜本部の所在地は、神奈川県横浜市中区山下町22番地とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 評価等の業務の区域は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、群馬県、栃木県の全域の区域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 UDIは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9

条第1号から第2号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

2 UD Iは前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

3 UD Iの代表取締役及び担当役員等が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う住宅に係る評価等の業務は行わないものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、UD Iに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、UD Iが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、UD Iに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、UD Iにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（UD Iの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、UD Iに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、UD Iに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

2 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請に係る次条以降の規定については、住宅性能評価の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第10条 UD Iは、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

(1) 申請に係る住宅が第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当すること。

(2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。

(3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 UD Iは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、UD Iは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 UD Iは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、UD Iの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をUD Iに提出しなければならないこと。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 評価料金の額に関すること。

(b) 評価料金の支払期日に関すること。

(c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他UD Iに帰すことのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、UD Iに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 申請者は、UD Iが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他UD Iに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。

(d) UD Iは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる。

(6) UD I が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第11条 UD I は、法、これに基づく命令及び告示並びに「住宅性能評価マニュアル」及び「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。

5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、UD I は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合には、その旨を記載した取下げ届出書をUD I に提出する。

2 前項の場合においては、UD I は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてUD I に通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、UD I が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請

者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 UDIは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかつたことその他UDIに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかつたとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1-1に定める方法に従う。
- 3 UDIは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
- 5 前4項（ただし、第1項（3）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「別表1-1」とあるのは「別表1-2」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第15条 第8条2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第4項に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。UDIが確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、UDIが法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

- 第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、UDIに対し、次の各号（UDIにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、（2）を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、UDIに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、UDIにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 申請者は、第2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、UDIに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 4 第1項から第2項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)

- 第17条 UDIは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当すること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 UDIは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、UDIは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 UDIは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に関する契約を締結する。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる次項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、UDIの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をUDIに提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、UDIの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日にに関すること。

(c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他UD Iに帰すことのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをUD Iに提出しないときは、業務期日を延期できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、UD Iに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 申請者は、UD Iが行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他UD Iに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。

(d) UD Iは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。

(6) UD Iが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

(c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第18条 UD Iは、法、これに基づく命令及び告示並びに「住宅性能評価マニュアル」に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

2 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。

5 第4項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、UD Iは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第19条 申請者は、UD Iに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日をUD Iの

指定の方法により通知しなければならないものとする。

- 2 UD Iは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をUD Iに提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならぬものとする。
- 5 UD Iは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第20条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をUD Iに提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、UD Iは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

- 第21条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてUD Iに通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、UD Iが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第22条 UD Iは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらの記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかつたこと、検査時期に必要な検査を行えなかつたことその他UD Iに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかつたとき。
 - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

- 2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 UD Iは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

(評価員の選任)

- 第23条 UD I の代表取締役は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者、のうちから、評価員を選任するものとする。(人事異動などに伴い毎年選任する。)
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任する事が出来るものとする。
 - 3 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

- 第24条 UD I の代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき
- (3) 人事異動に伴い他の業務に携わるとき

(評価員の配置)

- 第25条 評価等の業務を実施するため、評価員を柏本部に2人以上、その他の本部、支店に1人以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 UD I は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第26条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価員の業務の実施及び管理の体制)

- 第27条 評価等の業務に従事する職員を、第25条第1項の規定により評価員を配置する。

- 2 UD I は、法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者を設置する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

- 第28条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別記第1号様式、別記第2号様式による。

(秘密保持義務)

- 第29条 UD I の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第30条 申請者は、別表2に定める評価料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

3 UDIと申請者は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法をとることができるものとする。

(評価料金等を減額するための要件)

第31条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(UDIが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(UDIが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。
- (3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
- (5) 年間において戸建住宅にあっては、100戸以上、共同住宅等にあっては、10戸以上の申請が見込めるときで、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できるとUDIが判断したとき。
- (6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できるとUDIが判断したとき。
- (7) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。

(評価料金等の返還)

第32条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、UDIの責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第33条 UDIは、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雜則

(登録の区分等の掲示)

第34条 UDIは、法第17条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第35条 UD Iは、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したUD Iのホームページ（www.udi-co.jp/）において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第36条 UD Iは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第37条 利害関係人は、UD Iの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1部につき1,000円を支払わなければならないものとする

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したもの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第38条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文章の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿　評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。）　5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類　20年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類　5年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第39条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記

録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第40条 UD Iは、電子情報処理組織による申請の受け付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務等に関する公正の確保)

第41条 UD Iの代表取締役、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 UD Iの代表取締役、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

（1）設計に関する業務

（2）販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

（3）建設工事に関する業務

（4）工事監理に関する業務

3 UD Iの代表取締役、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

（1）住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

（2）住宅性能評価の申請に係る住宅について前項（1）、（2）、（3）または（4）に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第42条 UD Iは、評価等の業務に関して支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間1億円以上であるもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第43条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、UD Iに相談することができる。この場合においては、UD Iは、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 費用

この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 3月 16日から施行する。
この規程は、平成21年11月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成23年10月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 5月 16日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
この規程は、平成25年10月 15日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 6月 15日から施行する。
この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成27年11月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 3月 31日から施行する。
この規程は、令和 2年 5月 29日から施行する。
この規程は、令和 2年 6月 27日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 2月 20日から施行する。
この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年10月 1日から施行する。

別表 1—1

住宅性能評価書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	UDIの登録番号
4～5桁目	01 規程第4条に記載する各本部及び各支店
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表 1—2

長期使用構造等確認書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	UDIの登録番号
4～5桁目	01 規程第4条に記載する各本部及び各支店
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表 2

一戸建て住宅（新築）の評価料金

区分A : 品確法第32条に基づく認証型式住宅

区分B : 区分A以外の建築物

(1) 評価申請料金（金額はすべて税込金額）

	床面積	選択項目	申請料金	
			区分A	区分B
設計住宅性能評価 ※長期使用構造等の確認を併せて行う場合は右欄料金に6,600加算するものとする。	200m ² 未満	必須項目のみ	33,000	44,000
		選択項目あり	35,200	46,200
	200m ² 以上 3階建て以上	必須項目のみ	40,700	55,000
		選択項目あり	42,900	57,200
建設住宅性能評価	200m ² 未満	—	※1 61,600 ※2 74,800	※3 88,000

	200 m ² 以上 3階建て以上	—	※1 69,300 ※2 84,700	※3 99,000
建設住宅性能評価 ※設計評価をUD I 以外で行った住宅	200 m ² 未満	—	※1 69,300 ※2 82,500	※3 99,000
	200 m ² 以上 3階建て以上	—	※1 77,000 ※2 92,400	※3 110,000
変更設計住宅性能評価	200 m ² 未満	—		16,500
	200 m ² 以上 3階建て以上	—		22,000
	※4 —	—		5,500
変更建設住宅性能評価	200 m ² 未満	—		16,500
	200 m ² 以上 3階建て以上	—		22,000
	※4 —	—		5,500
再検査	200 m ² 未満	—		22,000
	200 m ² 以上 3階建て以上	—		27,500

※1 検査回数 2回

※2 検査回数 3回

※3 検査回数 4回

※4 「設計評価書の記載内容に係る変更」が生じた場合で、「評価結果を記載した部分の変更」以外のもの

- 建設住宅性能評価において、群馬県の一部（渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、みなかみ町、榛東村、嬬恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村）及び栃木県の一部（日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町）の区域については、最終検査を除く検査回数に、13、200円を乗じた金額を加算する。

(2) 長期使用構造等の確認審査手数料

(新規)

区分	床面積合計	申請料金
一般の住宅	200 m ² 未満の2階建て	49,500
	200 m ² 以上又は3階建て以上	60,500
構造等が製造者認証の 住宅	200 m ² 未満の2階建て	36,300
	200 m ² 以上又は3階建て以上	44,000

(変更)

床面積	申請料金
200 m ² 未満の2階建て	上記区分の2分の1
200 m ² 以上又は3階建て以上	上記区分の2分の1
軽微変更該当証明	上記区分の2分の1
長期使用構造等の確認に係る変更以外の変更	5,500

(3) その他手続きの料金（共通）

手 続 き の 種 類	申 請 料 金
設計住宅性能評価書の再交付	5,500
建設住宅性能評価書の再交付	5,500
長期使用構造の確認書の再交付	5,500
取り下げ届	0

共同住宅等（新築）の評価料金

設計住宅性能評価：評価住戸数を M とし、延べ床面積に応じて、下表に示す額とする。

申請者が、評価対象となる共同住宅等の音環境に係る評価を選択した場合の音環境評価料金は、表（3）(ろ) 欄に掲げる額を、長期使用構造等の確認を併せて行う場合は表（5）(ろ) 欄を加算する。

(1) 設計住宅性能評価業務の評価料金

(い) 1棟の延べ床面積 (m ²)	選択項目	(ろ) 設計評価料金 基準額+住戸単価×評価住戸数 M (円)
～500 以内	必須項目のみ	66,000 + 9,900 × M
	選択項目あり	66,000 + 10,450 × M
500 超～1,000 以下	必須項目のみ	110,000 + 9,900 × M
	選択項目あり	110,000 + 10,450 × M
1,000 超～2,000 以下	必須項目のみ	121,000 + 9,350 × M
	選択項目あり	121,000 + 9,900 × M
2,000 超～3,000 以下	必須項目のみ	132,000 + 8,250 × M
	選択項目あり	132,000 + 8,800 × M
3,000 超～5,000 以下	必須項目のみ	154,000 + 7,150 × M
	選択項目あり	154,000 + 7,700 × M
5,000 超～7,000 以下	必須項目のみ	187,000 + 7,150 × M
	選択項目あり	187,000 + 7,700 × M
7,000 超～10,000 以下	必須項目のみ	220,000 + 7,150 × M
	選択項目あり	220,000 + 7,700 × M
10,000 超～	—	別途見積もりによる

- 変更設計住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等の直前の設計住宅性能評価を当機関が行っている場合は、1回の変更につき、上表（1）(ろ) 欄に掲げる料金の額の 1/2 とする。
ただし、軽微な変更と認められる場合には、協議によりその額を定める。
- 対象となる共同住宅等の直前の設計住宅性能評価を UDI 以外の者が行っている場合の変更設計住宅性能評価の料金は、上表（1）(ろ) 欄に掲げる料金の額とする。

建設住宅性能評価：評価住戸数を M、検査回数を N とし、延べ床面積に応じて、下表に示す額とする。

申請者が、評価対象となる共同住宅等の音環境に係る評価を選択した場合の音環境評価料金は、表（3）（ろ）欄に掲げる額を加算する。

（2）建設住宅性能評価業務の評価料金

(い) 1棟の延べ床面積 (m ²)	(ろ) 建設評価料金 基準額×N+住戸単価×評価住戸数 M (円)
～500 以内	44,000 × N + 16,500 × M
500 超～1,000 以下	55,000 × N + 16,500 × M
1,000 超～2,000 以下	60,500 × N + 15,950 × M
2,000 超～3,000 以下	66,000 × N + 14,850 × M
3,000 超～5,000 以下	77,000 × N + 13,750 × M
5,000 超～7,000 以下	99,000 × N + 13,750 × M
7,000 超～10,000 以下	121,000 × N + 13,750 × M
10,000 超～	別途見積もりによる

- 変更建設住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等の直前の建設住宅性能評価を当機関が行っている場合は、1回の変更につき、上表（2）（ろ）欄に掲げる料金の額の1/2とする。
ただし、軽微な変更と認められる場合には、協議によりその額を定める。
- 対象となる共同住宅等の直前の建設住宅性能評価を UDI 以外の者が行っている場合の変更建設住宅性能評価の料金は、上表（2）（ろ）欄に掲げる料金の額とする。
- 建設住宅性能評価において再検査を行う場合の料金の額は、別途協議とする。
- 建設住宅性能評価の対象となる共同住宅等に係る設計住宅性能評価を UDI 以外の者が行っている場合の建設住宅性能評価の料金は、上表（2）（ろ）欄に掲げる料金の3/2の額とする。
- 群馬県の一部（渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、みなかみ町、榛東村、嬬恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村）及び栃木県の一部（日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町）の区域については、最終検査を除く検査回数に、13,200円を乗じた金額を加算する。

（3）音環境に係る1住戸当たりの音環境評価の料金

(い) 性能表示事項	(ろ) 音環境評価料金 ((1) 又は (2) の (ろ) 欄) + 音環境評価料 × M (円)	
	設計住宅評価	建設住宅評価
8-1～8-4 の音環境項目	2,200	2,200

(4) 型式認定・製造者認証を用いた共同住宅等の評価料金

1棟の延べ床面積 (m ²)	項目	選択項目	業務量が概ね 20%以上 40%未満軽減	業務量が概ね 40%以上軽減
200 m ² 以下	設計住宅性能評価	必須項目のみ	105,600+4,620×M	66,000+4,620×M
		選択項目あり	105,600+4,950×M	66,000+4,950×M
	変更設計住宅性能評価	—	26,400+1,320×M	19,800+1,320×M
	建設住宅性能評価	—	92,400+6,600×M	66,000+6,600×M
	建設住宅性能評価 (UD I 以外で設計住宅性能評価)	—	145,200+6,600×M	99,000+6,600×M
	変更建設住宅性能評価	—	26,400+6,600×M	19,800+6,600×M

1棟の延べ床面積 (m ²)	項目	選択項目	業務量が概ね 20%以上 40%未満軽減	業務量が概ね 40%以上軽減
200 m ² 超え	設計住宅性能評価	必須項目のみ	132,000+4,620×M	79,200+4,620×M
		選択項目あり	132,000+4,950×M	79,200+4,950×M
	変更設計住宅性能評価	—	33,000+1,320×M	19,800+1,320×M
	建設住宅性能評価	—	105,600+6,600×M	79,200+6,600×M
	建設住宅性能評価 (UD I 以外で設計住宅性能評価)	—	171,600+6,600×M	118,800+6,600×M
	変更建設住宅性能評価	—	26,400+6,600×M	19,800+6,600×M

- 建設住宅性能評価において、群馬県の一部（渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、みなかみ町、榛東村、嬬恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村）及び栃木県の一部（日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町）の区域については、24,000円（税抜金額）を料金に加算する。

(5) 設計性能評価と長期使用構造等の確認を併せて行う場合の加算

(い) 1棟の延べ床面積 (m ²)	(ろ) 長期使用構造等の確認の料金 評価住戸数 M (円)
～500 以内	6,600 × M
500 超～1,000 以下	6,600 × M
1,000 超～2,000 以下	5,500 × M
2,000 超～3,000 以下	5,500 × M
3,000 超～5,000 以下	5,500 × M
5,000 超～7,000 以下	5,500 × M
7,000 超～10,000 以下	5,500 × M

10,000 超～	別途見積もりによる
-----------	-----------

※確認対象住戸数を M として延べ面積に応じて、上表に示す額とします。

(6) 長期使用構造等の確認審査手数料

(一般)

1棟の延べ床面積 (m ²)	(ろ) 長期使用構造等の確認の料金 評価住戸数 M (円)
～1,000 以内	(110,000+9,900×M)+5,500×M
1,000 超～2,000 以下	(121,000+9,350×M)+4,400×M
2,000 超～3,000 以下	(132,000+8,250×M)+4,400×M
3,000 超～5,000 以下	(154,000+7,150×M)+4,400×M
5,000 超～7,000 以下	(187,000+7,150×M)+4,400×M
7,000 超～10,000 以下	(220,000+7,150×M)+4,400×M
10,000 超～	別途見積もりによる

※確認対象住戸数を M として延べ面積に応じて、上表に示す額とします。

(延べ面積が 1000 m²以下の型式認定・製造者認証を用いた共同住宅等)

1棟の延べ床面積 (m ²)	業務量が概ね 20%以上 40%未満軽減 (円)	業務量が概ね 40%以上軽減
200 以下	(150,600+4,400×M)+5,500×M	(66,000+4,400×M)+5,500×M
200 超～1,000 以下	(132,000+4,400×M)+5,500×M	(79,200+4,400×M)+5,500×M

※確認対象住戸数を M として延べ面積に応じて、上表に示す額とします。

(変更)

	申請料金
変更確認申請	上記区分の 2 分の 1
軽微変更該当証明	上記区分の 2 分の 1
長期使用構造等の確認に係る変更以外の変更	5,500×M

※確認対象住戸数を M として延べ面積に応じて、上表に示す額とします。

(7) その他手続きの料金 (共通)

手 続 き の 種 類	申 請 料 金
設計住宅性能評価書の再交付	5,500
建設住宅性能評価書の再交付	5,500
長期使用構造の確認書の再交付	5,500×M
取り下げ届	0

※確認対象住戸数を M として延べ面積に応じて、上表に示す額とします。

(8) 劣化対策等級 2 或は 3、その他等級 1 の場合

項目	評価料金 基準額+住戸単価×評価住戸数 M (円)
設計住宅性能評価	44,000+5,500×M
建設住宅性能評価	88,000+5,500×M

- 木造3階建以下に限り、確認申請も当社への申請に限る。

別記第1号様式 身分証明書（評価員）

写 真	令和 年 月 日	交付第 号
	身分証明書 (評価員)	
	氏 名	
	生年月日	
	資 格	
<p>上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律 第13条に基づきユーディーアイ確認検査株式会社が選任した 評価員であることを証明する。</p> <p>ユーディーアイ確認検査株式会社 社印</p>		

別記第2号様式 身分証明書（評価補助員）

写 真	令和 年 月 日	交付第 号
	身分証明書 (評価補助員)	
	氏 名	
	生年月日	
	資 格	
<p>上記の者は、ユーディーアイ確認検査株式会社の職員であり、 評価の業務に従事する職員であることを証明する。</p> <p>ユーディーアイ確認検査株式会社 社印</p>		